

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人日本スポーツ振興センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

日本スポーツ振興センターは、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設立された法人である。

当法人の主要事業が、スポーツ施設の管理・運営、国際競技力向上のための研究・支援、スポーツ振興のための助成、災害共済給付等多岐に渡ることを踏まえ、役員報酬水準を決定するにあたっては、国家公務員指定職俸給表を参考として、法人の長を4号俸、5号俸の間、理事を2号俸、監事を1号俸よりも低い額で設定している。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成15年10月の法人設立当初から、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ、特別手当の額を100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができることとしている(役員報酬規則第7条第4項)。また、報酬はその者の業績を考慮して定めるものとしている(役員報酬規則第1条第2項)。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

法人の長の報酬は、日本スポーツ振興センター役員報酬規則に則り、本給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当で構成されている。

特別地域手当の月額は、本給月額に規定の割合を乗じて得た額としている。

特別手当の額は、基準日現在において、常勤の役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額に一般職給与法第19条の4第2項及び第19条の7第2項第1号ロに定める指定職俸給表の適用を受ける職員に適用されるそれぞれの支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額としている。

なお、令和7年度は一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、以下の改正を行った。

- ・本給月額 各号俸18,000円～33,000円の増額
- ・特別手当 3.5月(前年3.45月)

理事

理事の報酬は、日本スポーツ振興センター役員報酬規則に則り、本給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当で構成されている。

特別地域手当の月額、通勤手当及び特別手当は、本給月額に規定の割合を乗じて得た額としている。

特別手当の額は、基準日現在において、常勤の役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額に一般職給与法第19条の4第2項及び第19条の7第2項第1号ロに定める指定職俸給表の適用を受ける職員に適用されるそれぞれの支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額としている。

なお、令和7年度は一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、以下の改正を行った。

- ・本給月額 各号俸18,000円～33,000円の増額
- ・特別手当 3.5月(前年3.45月)

監事

監事の報酬は、日本スポーツ振興センター役員報酬規則に則り、本給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当で構成されている。

特別地域手当の月額、通勤手当及び特別手当は、本給月額に規定の割合を乗じて得た額としている。

特別手当の額は、基準日現在において、常勤の役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額に一般職給与法第19条の4第2項及び第19条の7第2項第1号ロに定める指定職俸給表の適用を受ける職員に適用されるそれぞれの支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額としている。

なお、令和7年度は一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、以下の改正を行った。

- ・本給月額 各号俸18,000円～33,000円の増額
- ・特別手当 3.5月(前年3.45月)

監事(非常勤)

日本スポーツ振興センター役員報酬規則に則り、非常勤役員手当を支給している。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 19,400	千円 11,460	千円 5,648	千円 2,292 (特別地域手当) 0 (通勤手当)			*
A理事	千円 8,077	千円 4,764	千円 2,314	千円 952 (特別地域手当) 46 (通勤手当)		令和7年9月30日	※
B理事	千円 6,523	千円 4,764	千円 714	千円 952 (特別地域手当) 91 (通勤手当)	令和7年10月1日		※
C理事	千円 16,351	千円 9,528	千円 4,696	千円 1,905 (特別地域手当) 221 (通勤手当)			◇
D理事	千円 16,392	千円 9,528	千円 4,696	千円 1,905 (特別地域手当) 262 (通勤手当)			
E理事	千円 4,823	千円 2,079	千円 2,314	千円 415 (特別地域手当) 13 (通勤手当)		令和7年6月18日	
F理事	千円 10,592	千円 7,146	千円 1,905	千円 1,429 (特別地域手当) 112 (通勤手当)	令和7年7月1日		
A監事	千円 14,609	千円 8,580	千円 4,229	千円 1,716 (特別地域手当) 84 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 3,297	千円 3,297	千円 0	千円 0 (特別地域手当) 0 (通勤手当)			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:各内訳については千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当法人は、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。

当法人の長は、法人全体の多岐にわたる業務を総括する一方、国際競技力向上のための支援等に関する国内外関係機関との連携を進めるなど、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、専門的な知識と幅広い視野が求められる。

法人の長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。また、法人の長の報酬月額を国家公務員指定職俸給表4～5号俸相当(本省局長級)の額とし、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には4号俸の改定率を準用して見直しを行っている。

以上を踏まえ、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

当法人の理事は、法人の長で記載した多岐にわたる専門性の高い各事業において、各事業に特化したより専門的な知識と幅広い視野を求められ、当法人内及び国内外の関係機関との連携を図り、業務を遂行している。
当法人の理事においては、国家公務員の内部部局の長と比べても低い国家公務員指定職俸給表2号俸の額とし、給与改定が行われた際には、2号俸の改定率を準用して見直しを行っている。
以上を踏まえ、理事の報酬水準は妥当であると考えます。

監事

当法人の監事は、法人の長で記載した多岐にわたる専門性の高い各事業を監査する。監査の結果に基づき、必要があると認められる時には、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる重要な役割を果たしている。
当法人の監事においては、国家公務員指定職俸給表1号俸よりも低い額とし、給与改定が行われた際には、1号俸の改定率を準用して見直しを行っている。
以上を踏まえ、監事の報酬水準は妥当であると考えます。

監事(非常勤)

当法人の監事は、法人の長で記載した多岐にわたる専門性の高い各事業を監査する。監査の結果に基づき、必要があると認められる時には、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる重要な役割を果たしている。
非常勤監事の報酬月額、常勤監事の月額を踏まえた上で、勤務形態・職務内容・責任の度合いを考慮した報酬水準としている。
以上を踏まえ、監事(非常勤)の報酬水準は妥当であると考えます。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる国家公務員との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えます。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
A理事	4,785	6	0	令和7年9月30日	1.0(仮)	※
E理事	3,655	4	7	令和7年6月18日	1.0(仮)	
監事	該当者なし					

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:A理事及びE理事については、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、暫定的な業績勘案率(1.0)により算出した額の8割を支給した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、法人設立当初から、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ、特別手当の額を100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができることとしている(役員報酬規則第7条第4項)。また、報酬はその者の業績を考慮して定めるものとしている。(役員報酬規則第1条第2項)。

引き続き、現在の仕組みを継続していく。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準の決定に当たっては、昨年の主務大臣の検証結果でも「国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、対国家公務員指数の一部が100を上回っていることについての理由の説明及び給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。」との評価を受けている。引き続き、この水準を維持するため、国家公務員の給与制度の改正、国家公務員の給与水準を考慮し決定する。

国家公務員・・・令和7年国家公務員給与等実態調査のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が414,480円となっており、全職員の平均給与月額は424,979円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務評価等による勤務成績を勤勉手当支給額に反映するため、6月期及び12月期勤勉手当支給月数のうち、それぞれ0.03カ月分を査定原資として、「特に優秀」「優秀」等の成績区分を設け、勤勉手当の増減を行うほか、昇給区分を5段階にして、勤務成績を昇給に反映させている。

③ 給与制度の内容

日本スポーツ振興センター職員給与規則に則り、本給及び諸手当(扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、超過勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、放射線取扱手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当については、本給及び扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額を基礎として、別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を基礎として、別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における勤務期間の割合を乗じて得た額としている。

期末手当及び勤勉手当の割合並びに勤勉手当の支給基準については、規定に定める基準に従って割合を乗じて計算することとなっている。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和7年度中に実施した改定内容は以下のとおり。

R7.4

- ・本給表の号俸を国に倣い改定
- ・扶養手当 配偶者に係る手当額の引下げ・子に係る手当額の引上げ
- ・地域手当 支給割合を見直し(本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の14、10、9、4%に相当する額→14、10、6、2%に相当する額。ただし令和7年度中は経過措置として、引下げは0ポイント)
- ・通勤手当の支給内容を国に倣い改定

R7.6

- ・期末手当 一般職1.225月→1.25月 管理職1.025月→1.05月
- ・勤勉手当 一般職1.025月→1.05月 管理職1.225月→1.25月

R8.2(R7.4適用)

- ・本給表 増額改定(平均3.7%)
- ・通勤手当の支給内容を国に倣い改定
- ・初任給調整手当 増額改定
- ・宿日直手当 増額改定

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):442人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):346人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 344	歳 44.6	千円 8,485	千円 6,110	千円 212	千円 2,375
事務・技術	人 297	歳 43.8	千円 8,187	千円 5,893	千円 209	千円 2,294
研究職種	人 32	歳 49.5	千円 10,115	千円 7,233	千円 234	千円 2,882
医療職種 (医師(研究員))	人 6	歳 50	千円 14,719	千円 10,919	千円 274	千円 3,800
医療職種 (診療所看護師)	人 -	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
医療職種 (医療技術職)	人 9	歳 52.3	千円 8,347	千円 6,043	千円 209	千円 2,304

再雇用職員	人 -	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
事務・技術	人 -	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

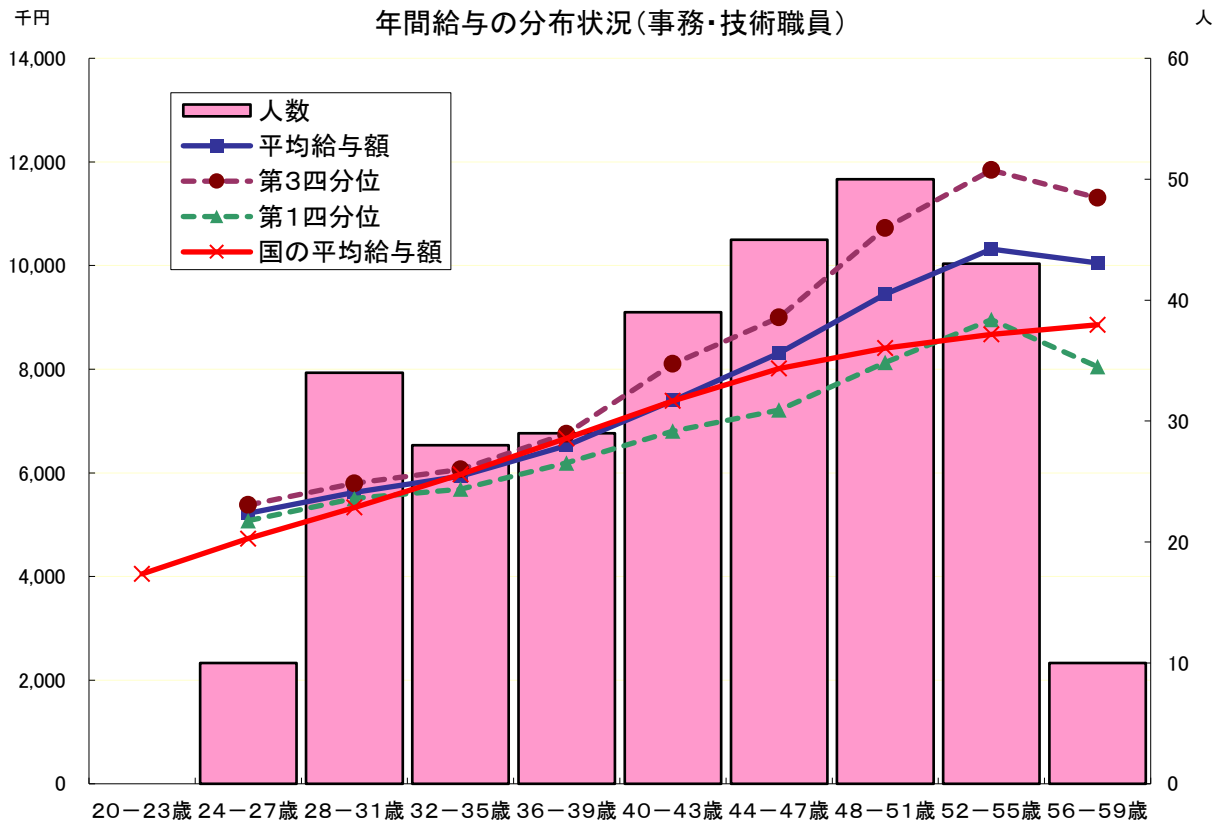
非常勤職員	人 199	歳 40.4	千円 4,827	千円 3,588	千円 177	千円 1,239
事務・技術	人 174	歳 41.0	千円 4,642	千円 3,451	千円 182	千円 1,191
研究職種	人 16	歳 34.7	千円 6,140	千円 4,578	千円 145	千円 1,562
医療職種 (医師(研究員))	人 -	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
委託費等雇用職員	人 9	歳 40.1	千円 6,078	千円 4,476	千円 134	千円 1,602

注1:在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため表を省略する。

注2:常勤職員及び非常勤職員の表中、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため欄を省略する。

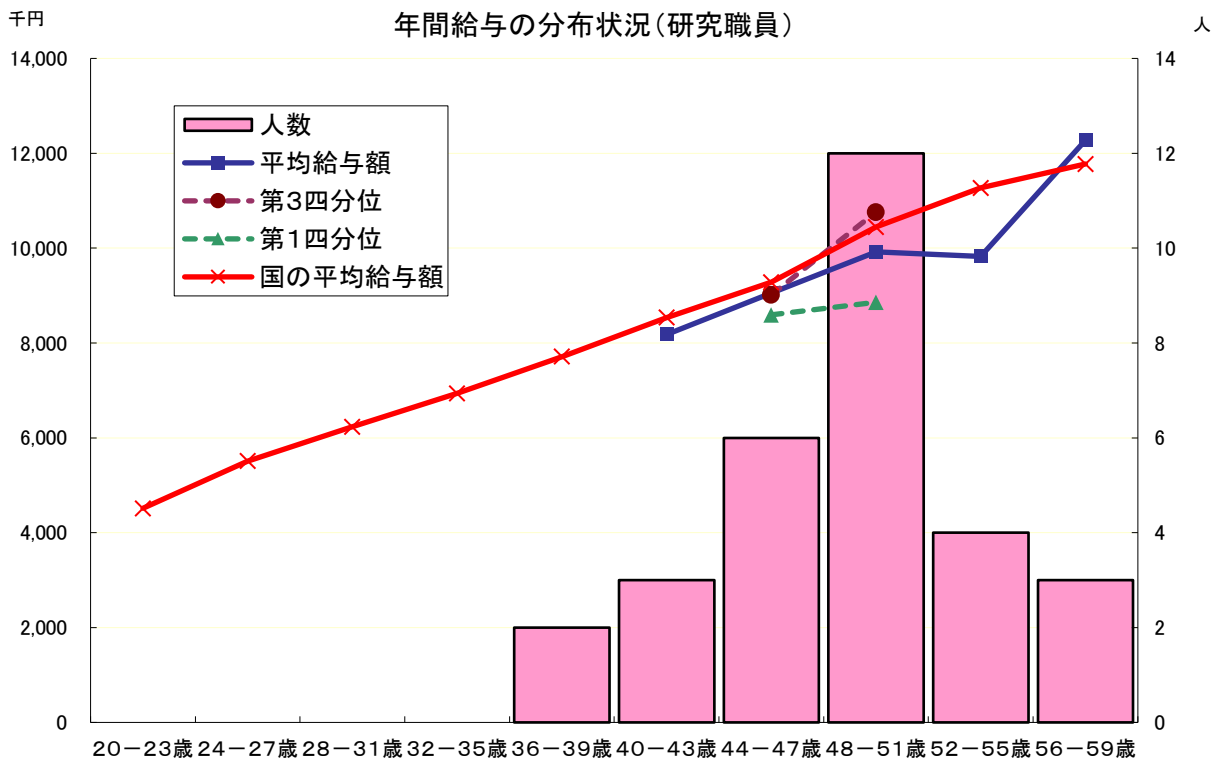
注3:常勤職員の医療職種(診療所看護師)及び非常勤職員の医療職種(医師(研究員))は、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員及び非常勤職員全体の数値からも除外している。

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
(事務・技術職員)



注:②の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(研究職員)



注1:36～39歳、40～43歳、52～55歳、56～59歳の該当者は4名以下であるため、第1・第3四分位は表示していない。

注2:36～39歳の該当者は2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本部部長	21	54.8	12,141	13,679 ～ 11,256
本部課長	50	50.3	10,562	11,179 ～ 10,040
本部係長	60	40.8	6,738	8,442 ～ 5,911
本部係員	9	26.5	5,229	5,494 ～ 5,024

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
研究部長	7	55.9	12,061	14,122 ～ 9,209
研究課長	7	50.1	10,906	11,721 ～ 9,993
主任研究員	11	49.1	8,926	9,627 ～ 8,205
研究員	7	42.9	8,176	8,984 ～ 6,759

注1:主任研究員は、主任研究員相当職である「副主任研究員」。

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 45.6	% 45.7	% 45.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 54.4	% 54.3	% 54.3
	最高～最低	% (56.2～52.3)	% (56.0～48.0)	% (56.1～50.7)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 54.2	% 54.2	% 54.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.8	% 45.8	% 45.8
	最高～最低	% (47.6～42.4)	% (47.6～33.6)	% (47.6～39.7)

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 47.3	% 47.3	% 47.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 52.7	% 52.7	% 52.7
	最高～最低	% 56.2～44.3	% 56.0～43.7	% 54.9～45.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 54.4	% 54.5	% 54.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.6	% 45.5	% 45.5
	最高～最低	% (47.6～43.1)	% (47.6～43.0)	% 47.6～43.5

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 107.5 ・年齢・地域勘案 97.7 ・年齢・学歴勘案 104.7 ・年齢・地域・学歴勘案 95.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>①当センターの98.6%の職員の勤務地は、国家公務員に支給されている地域手当の支給区分の1級地から5級地に該当し、最も地域手当の支給割合が高い1級地(東京都特別区)に在勤する職員の割合は、国家公務員が34.2%に対して当センターは83.7%となっており、地域手当の支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高い。</p> <p>②当センター職員の大学卒以上の割合は94.1%となっており、国家公務員の65.1%を上回る割合である。</p> <p>※国家公務員の割合は、令和7年国家公務員給与等実態調査結果の行政職俸給表(一)の適用を受ける者を対象として算出している。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 10.5% (国からの財政支出額 23,123,823,000円、支出予算の総額 220,015,178,000円：令和7年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(令和7年度決算)</p> <p>【大学卒以上の高学歴者の割合】 94.1%</p> <p>(法人の検証結果) 当センターの職員給与は、国家公務員の給与制度の変更を踏まえ見直しを行っており、給与水準は対国家公務員指数では100を超えるが、地域・学歴勘案においては国家公務員の水準を下回っているため、妥当であると考えます。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、対国家公務員指数の一部が100を上回っていることについての理由の説明及び給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	<p>「地域・学歴勘案:100.0以下」を達成しており、今後の給与水準についても、引き続き、同指数が100.0以下の水準を維持することを目標とする。国から財政支出を受けている状況も踏まえ、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を参考に給与改定等の取り組みを実施し、適正な給与水準の確保に努めていく。</p>

○研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 95.5 ・年齢・地域勘案 92.9 ・年齢・学歴勘案 95.3 ・年齢・地域・学歴勘案 92.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 10.5% (国からの財政支出額 23,123,823,000円、支出予算の総額 220,015,178,000円：令和7年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(令和7年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 当センターの職員給与は、国家公務員の給与制度の変更を踏まえ見直しを行っており、給与水準は国家公務員の水準を下回っているため、当センター給与水準は妥当であると考えます。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていきたい。</p>
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給)
月額 256,500円、年間給与 3,847,758円
 - 35歳(本部係長)
月額 376,542円、年間給与 6,333,250円
 - 50歳(本部課長補佐)
月額 519,384円、年間給与 8,699,572円
- ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者3,000円、父母等6,500円、子1人につき11,500円)を支給。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤務評価等による勤務成績を勤勉手当支給額に反映するため、6月期及び12月期勤勉手当支給月数のうち、それぞれ0.03カ月分を査定原資として、「特に優秀」「優秀」等の成績区分を設け、勤勉手当の増減を行うほか、昇給区分を5段階にして、勤務成績を昇給に反映させている。
引き続き、現在の仕組みを継続していく。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,607,491	千円 3,657,618	千円 3,809,646
退職手当支給額 (B)	千円 208,590	千円 162,400	千円 111,884
非常勤役員等給与 (C)	千円 1,811,156	千円 1,909,631	千円 2,008,329
福利厚生費 (D)	千円 1,060,407	千円 1,071,195	千円 1,114,650
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,687,704	千円 6,800,844	千円 7,044,509

注: 中期目標管理法理人であるため、中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」: 本給表の増額改定及び期末・勤勉手当の支給割合の改定並びに職員数の増の影響により、対前年度比4.2%増となった。
- ・「退職手当支給額」: 退職者数の減により33.1%の減となった。
- ・非常勤役員等給与: 期末・勤勉手当の支給割合の改定及び職員数の増の影響により、対前年度比5.2%の増となった。
- ・「最広義人件費」: 常勤職員の本給表の増額改定等及び非常勤職員の職員数の増等の影響により、前年度比3.6%の増となった。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

常勤職員の定年年齢は63歳である。役職定年制については採用していない。60歳に達する年度以降の職員の給与制度はそれ以前と同様である。

Ⅴ その他

特になし